

## 酒田市離島漁業集落活動促進計画



写真：アラム干し

令和2年6月5日策定

## 第1 趣旨

酒田市飛島は周囲約12km、面積約2.7km<sup>2</sup>の島で酒田港より北西に約39kmに位置している。本島は50m以上、40m、20m、5mの段丘、海岸低地面、海蝕台からなりほぼ扁平な台地状である。

飛島の周囲を優勢な暖流（対馬海流）が流れているため、山形県最北に位置するにもかかわらず、年間平均気温は12℃以上と高く、島内は一年中タブノキやヒサカキなどの常緑樹に覆われている。

本島から秋田県男鹿半島にかけて暖流と寒流が交わることから、魚介類の生息にも適しており好漁場となっている。また、周辺には、御積島、赤島、烏帽子群島等の大小様々な無人島（小島）があり、飛島の漁業者にとって貴重な漁場となっている。これまで、飛島の漁業者がこれらの海域環境を適切に管理することにより、これらを保全するとともに周辺水域の有効利用を図ってきた。

しかし、漁業が基幹産業である本島においては、人口の減少や高齢化が進んでおり漁業就業者も減っている。さらに、鮮魚輸送に時間を要するため、鮮度低下を招き魚価の低迷、収入の減少という不利な条件となっている。このまま放置すれば飛島の漁業は一層衰退し、飛島の水産業・漁村が失われていく懸念がある。

このため酒田市では、漁業の基盤となる漁場の保全や利用に関する集落での話し合いを通じて、漁業の再生のための取組の決定や新技術・漁法の導入等に取り組める環境を整えるとともに、種苗放流で地先資源の増大を継続的に実施することから、その取り組みの継続を下支えするために離島漁業再生支援交付金（以下「交付金」という。）を実施するものとする。

このような効果が期待される交付金を円滑かつ効果的に実施する上での必要な事項として、本計画においては、地域の漁業の振興方向、集落協定の共通事項等について定めるものとする。

## 第2 対象区域、対象漁業集落及び海岸線延長並びに地域の漁業の現状

### (1) 対象とする区域（一般離島）

対象区域は別紙1のとおりとする。

### (2) 対象漁業集落及び海岸線延長

対象漁業集落及び海岸線延長は、下表のとおりとする。

集落名	区域	所在
飛島地区漁業集落	勝浦	酒田市大字飛島字勝浦甲・乙
	中村	酒田市大字飛島字中村甲・乙
	法木	酒田市大字飛島字法木甲・乙

集落名	区域	海岸線延長
飛島地区漁業集落	勝浦	} 12.5km
	中村	
	法木	

(3) 地域の漁業の現状

地域の漁業の現状は下表のとおりである。

令和元年度実績

漁業種類	漁家数	水揚量(トン)	生産額(百万円)
底曳網漁業	0	0	0
さし網漁業	20	29	22
ます流し網漁業	0	0	0
いか一本釣り漁業	4	17	12
その他一本釣り漁業	9	6	5
はえなわ漁業	3	10	9
ごち漁業	0	0	0
定置網漁業	0	0	0
かご漁業	0	7	5
採貝藻漁業	15	18	13
その他の漁業	1	4	2
旋網漁業	0	0	0
計	52	91	68

※漁家数は、山形県漁業協同組合のデータより

- ・水揚量及び生産額は、山形県漁業協同組合漁業種類別漁獲年報一覧表より
- ・かご漁業については、主たる漁業種類でないことから、重複漁家数とならず、漁家数が発生しないものである。

### 第3 漁業の振興方向に関する目標

将来における持続的な漁業再生活動を可能とするため、現状と5年後の漁業の振興方向に関する目標を定め、これらの目標を達成するための施策を講じるとともに、集落協定においては、以下の目標の中から集落で取り組む事項を選択させる。

(1) 地域の漁業の振興方向に関する目標

(2)～(4)を行うことにより、地域の漁業を活性化し、平均漁業所得、漁業就業者数、飛島地区水揚金額を維持させる。

	令和2年4月現在	令和7年4月目標
平均漁業所得	197,992円	197,992円
漁業就業者数	52人	52人
飛島地区水揚金額	68,774千円	68,774千円

資料：酒田市、山形県漁業協同組合のデータより

(2) 漁場利用に関する事項

(目標)

これまで取り組んできた種苗放流や漁場管理の効果が最大限発揮されるよう、効率的な漁獲方法の開発や漁場の利用・管理、操業ルールの見直しに取り組む。

(取組み)

地域の高齢化は無視できない状況にあることから、労働力を勘案し、漁具漁法全般の操業ルールの見直しと効率化を図ることにより、漁場利用の合理化を進める。

磯根漁場：アワビの効率的漁獲方法を導入する。

サザエの効率的漁獲方法を導入する。

沿岸漁場：イカ類、トビウオの効率的漁獲方法を導入する。

(3) 離島漁業再生事業交付金に関する事項

ア 漁場の生産力の向上に関する事項

(ア) 種苗放流

(目標)

漁獲量の減少している魚種等要望の多い魚種を積極的に放流する。

項目	H27～R1 (実績)	R2～R6 (計画)
アワビ	112,000個	100,000個
サザエ	97,700個	100,000個
ヒラメ	30,000尾	30,000尾
キジハタ	2,665尾	7,500尾

(取組み)

勝浦、中村、法木の3集落地域全体で、アワビ等の種苗放流を実施する。

(イ) 漁場の管理・改善

(目標)

漁場の害敵生物の減少とイワノリ収量の増大。

(取組み)

漁場の回復のため、サメの駆除(毎年10尾程度を目標とする)を実施する。

長年利用してきたイワノリの付着面の清掃を実施する。

(ウ) 産卵場・育成場の整備

(目標)

藻場の管理面積を増大する。

(取組み)

有用海藻の藻場を回復する。

アカモク藻場は、無節サンゴ藻の刈り取り、ウニの駆除等を実施し藻場造成等を行う。

(エ) 漁場監視

(目標)

漁業資源を保護する。

(取組み)

漁場の状況、不審船の確認のため監視活動を実施する。

## イ 漁業の再生に関する実践的な取組みに関する事項

### (ア) 漁業生産に関する取組

#### (目標)

販売魚価を平均 763 円/kg (R 元年度) から 839 円/kg (R6 年度) に向上させる。

#### (取組み)

鮮度保持のため、酸素ポンプ、保冷カバー、アイスシート等を用いた出荷体制の継続を図る。また、アラメ等干物に用いるビニール袋のパック方法の改善を図り、長期の鮮度維持を確立する。

### (イ) 出荷・加工・交流に関する取組

#### (目標)

水産物加工等の強化により、付加価値向上（ブランド化）を図る。

#### (取組み)

トビウオの焼き干し、干しアラメ、アカモクの刻み及びイカ・サザエの塩辛等、調理方法や表示方法に工夫を加えながら販売力を強化し、ブランド化を図る。

新たな未利用資源の活用や活魚出荷に取り組む。各種イベントにおいて飛島産水産物の試食販売等を実施し、知名度の向上を図る。流通経路の改善及び農商工連携により販路の拡大、地産地消の取組みを進め、地元消費を推進する漁業を目指す。共同で観光業や加工業との連携を図る。

### (4) その他

その他として、飛島地区漁業集落活動が促進する取組みを実施する。

## 第4 集落協定の共通事項

### (1) 集落としての目標

平均漁業所得、漁業就業者数の推移に関する集落としての目標を定める。

### (2) 漁業の再生に関する事項

集落における漁場利用に関する事項について記載する。

### (3) 漁場の生産力の向上に関する取組みに関する事項

漁場の生産力を向上させるために、具体的に取組む事項について記載する。なお、毎年一つ以上の取組みを選択して行うこととする。

### (4) 漁業の再生に関する実践的な取組みに関する事項

離島漁業を再生させるための漁業の再生に関する実践的な取組みについて記載する。なお、毎年一つ以上の取組みを選択して行うこととする。

## 第5 集落相互間の連携

対象行為を円滑に実施するとともに、集落活動の成果をより効果的なものとするため、集落協定により、集落相互間の連携強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

## 第6 関係機関との連携

酒田市及び対象漁業集落は、漁業再生活動を実施するにあたって、関係地方公共団体、海上保安部、漁業協同組合その他関係機関と連携しつつ行うものとする。酒田市の連絡体制は別紙2のとおりとする。

## 第7 交付金の使用方法

酒田市の交付金の使用方法については、次のとおり本市のガイドラインを定めることとしたので、対象漁業集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

- (1) 酒田市は、交付金を飛島地区漁業集落の代表者に対し交付する。  
飛島地区漁業集落の代表者は、次の(2)に対して支出する。
- (2) 対象行為を実施するために要する経費  
集落担当者への報酬や漁業協同組合への事務委託費に係る費用については、必要最小限の額に留めること。
  - ① 集落協定の管理体制における担当者の報酬や話し合い、備品等に要する経費
  - ② 漁場の生産力の向上に関する取組みに要する経費
  - ③ 漁業の再生に関する実践的な取組に要する経費
  - ④ その他雑費として市町村長が特に認める経費

## 第8 交付金の返還等

- (1) 交付金の返還  
対象漁業集落において、集落協定で定められた対象行為に関する事項が遵守されていない場合には、当該対象漁業集落に対し、交付金の返還又は減額の措置を講ずることとする。このような事態を防止するため、酒田市は指導等を行う。
- (2) 不可抗力の場合の免責  
自然災害その他やむを得ない理由により、集落協定により計画されている対象行為が実施されなかった場合は、不可抗力として返還は求めないが、災害等から復旧した場合を除き、当該対象漁業集落については次年度以降の交付金の支払いは行わない。

## 第9 集落協定の認定期限等

酒田市は、6月30日まで当該年度の集落協定の申請(変更申請)を受け付け、7月30日(申請期限の1ヶ月後)までに認定を行う。認定した場合には、その旨、集落協定の代表者に通知する。

## 第10 その他必要な事項

対象漁業集落は、集落協定に定められている事項の実施状況について、当該年度の翌年度の4月10日までに報告するものとする。また、交付金交付等を適正かつ円滑に実施するため、「酒田市補助金等の適正化に関する規則」及び「酒田市離島にしたがい手続きを行うこととする。

1. 対象とする区域(酒田市:飛島(一般離島:平水区区域外、航路距離39km))  
(促進計画の第2の(1))





